

福祉有償運送の概要

1 福祉有償運送とは	2
2 みよし市福祉有償運送運営協議会	2
3 福祉有償運送ガイドライン	3
4 NPO法人等の福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ	4

1. 福祉有償運送とは？

「福祉有償運送」とは、道路運送法において登録のもとに認められる「自家用有償旅客運送」のひとつで、単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な高齢の方や障がい者の方のために、通院、通所、レジャーなどを目的として、NPO法人などの非営利法人が行うドア・ツー・ドアの有償の移送サービスのことです。高齢化社会の進展や障がい者の社会参加にともなって地域に誕生してきました。法令（道路運送法施行規則）では、「福祉有償運送」を以下のとおり定めています。

- (1) 特定非営利活動法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う。
- (2) 特定非営利活動法人等の会員で、身体障がい者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由などの障がいを持つ方で、他人の介助によらず移動することが困難であることが認められ、かつ単独でタクシーなど公共交通機関を利用することが困難である方を輸送する。

道路運送法では、第78条において、「自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」と規定されており、いわゆる“白ナンバー”的車両で、みよし市において有償で移送サービスを行う場合は、上記の場合に限り道路運送法第79条に定める「国土交通大臣の行う登録」を受けることで実施することができます。

2. みよし市福祉有償運送運営協議会について

みよし市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、利用者の利便性の確保、申請事業者の実施の妥当性などについて協議を行うため、本市では平成18年2月に「三好町福祉有償運送運営協議会（現・みよし市福祉有償運送運営協議会）」を設置しました。

3. 福祉有償運送ガイドラインについて

＜登録に必要な主な要件＞

運送主体	NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
運送の対象	<p>運送主体である法人等に、あらかじめ登録した会員およびその付添人 会員は以下にあげる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であることを要するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要支援または要介護認定を受けている者 ②身体障がい者手帳の交付を受けている者 ③その他、単独では公共交通機関を利用することが困難な者（人工透析患者、精神障がい者、知的障がい者、発達障がいなど） <p>※運送の出発地または到着地のいずれかがみよし市内にある場合が対象。</p>
使用車両	<p>使用車両は乗車定員が11人未満の自家用自動車で、次に掲げる車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ①車いすやストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 ②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 ③セダン型自動車（貨物運送の用に供する自動車を除く） <p>使用する車両は、運送主体の法人が使用権原を有する必要があり、運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、当該車両の使用に関する契約について、運送主体の法人が車両提供者と書面で締結する。契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていて、利用者に対し、運送主体の責任者及び連絡先が明瞭にされていること。</p>
運転者	<p>普通第二種免許所持者、普通第一種免許所持者（過去2年以内において免許の停止がなく、国土交通大臣が認定する講習を修了し、適正検査を受けられた方）。</p> <p>なお、セダン等を使用する場合は、運転者又は同乗者が介護福祉士の登録を受けている（訪問介護員〔ヘルパー〕でも可）、あるいは上記の講習を修了されている必要がある。</p>
管理運営体制	運行管理、整備管理、苦情処理、事故発生時の対応の体制を整備する。なお、車両が5台以上ある場合、法令で定められた人数の運行管理責任者をおく必要がある。
損害賠償保険	運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上および対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していることまたはその計画があること。
対価	運送の対価は、営利に至らない範囲において設定することとし、当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内（上限ではない）であること。

4. NPO法人等の福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ

<登録への流れ>

1. みよし市福祉部福祉課へ登録協議申請書を提出。
2. みよし市福祉有償運送運営協議会で協議。

- ・みよし市における福祉有償運送の必要性と事業者の安全性・収受する対価などを考慮して判断されます。
- ・運営協議会では、申請者から意見を聴取します。

運営協議会での合意が必要な事項「法定三事項」

- ①必要性、②運送の区域、③旅客から収受する対価

運営協議会で確認する事項

- ①運送しようとする旅客の範囲

- ②その他必要と認められる措置（必要に応じて運営協議会で確認する事項）

3. 運営協議会で合意されたら、協議が調ったことを証する書類を申請者に交付。
4. （運営協議会で合意が得られたならば、修正などの後）国土交通省へ登録申請。
5. 登録された場合は、国土交通省（運輸支局長等）から申請者へ通知。
拒否された場合は、国土交通省（運輸支局長等）から申請者へ通知とともに、運営協議会を主宰した市にも通知。
6. 国土交通省において、登録簿を縦覧。
7. 登録の有効期間は原則2年〔新規〕（次のいずれにも該当するときは、3年）

① 福祉有償運送の業務について、是正のための命令を受けていないこと
② 福祉有償運送自動車が重大事故等を引き起こしていないこと
③ 業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと
8. 登録有効期間終了時に更新手続きが必要。
 - ・ 更新時に改めて運営協議会での合意が必要となります。

みよし市における福祉有償運送の必要性

1	みよし市の障がい者及び高齢者などの推移	6
2	障がい者及び高齢者の外出状況	7
3	タクシー等の状況	8
4	タクシー料金助成等の状況	9
5	NPO 等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況	10
6	みよし市における福祉有償運送の必要性	11

1. みよし市の障がい者及び高齢者などの推移

みよし市の障がい者・要介護者等年度別集計表

(単位:人)

年度		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口		59,474	59,885	60,365	60,860	61,070	61,153
身体障がい者	人数	1,398	1,411	1,395	1,408	1,428	1,403
	構成比	2.35%	2.36%	2.31%	2.31%	2.34%	2.29%
知的障がい者	人数	319	324	340	354	354	368
	構成比	0.54%	0.54%	0.56%	0.58%	0.58%	0.60%
精神障がい者	人数	219	242	265	308	340	383
	構成比	0.37%	0.40%	0.44%	0.51%	0.56%	0.63%
高齢者 (65歳以上)	人数	9,378	9,809	10,127	10,349	10,588	10,841
	構成比	15.8%	16.4%	16.8%	17.0%	17.3%	17.7%
要介護者 (要支援1・2、 要介護1～5)	人数	1,066	1,134	1,165	1,213	1,239	1,335
	構成比	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%	2.2%

(各年4月1日現在)

(1) 障がい者数の推移

みよし市の障がい者数は、知的障がい者、精神障がい者でいずれも増加傾向にある。身体障がい者は、減少したものの、最も多く、近年では脳血管障がいによる肢体不自由をはじめ、腎臓、直腸などの生活習慣病を起因とする障がいが目立ち、手帳の取得年齢が高齢化している傾向がある。

(2) 高齢者及び要介護認定者の推移

みよし市の65歳以上の人口及び高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は、平成26年の9,378人(15.8%)、平成29年の10,349人(17.0%)、平成31年には10,841人(17.7%)に上昇し、全国平均28.1%〔平成30年10月〕に比べると低いですが、確実に上昇し続けている。今後も高齢化の進行に沿う方向で、介護保険の要支援・要介護認定者数も増加が続いていることが見込まれる。

2. 障がい者及び高齢者の外出状況

(1) 障がい者の外出状況

平成 28 年に実施されたみよし市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査の調査データによると、回答のあった障がい者の外出頻度は「ほぼ毎日」が 54.9%で最も高く、次いで「週に 3~4 回」が 19.4%、「週に 1~2 回」が 13.9%となっており、これらを合わせた「週 1 回以上外出している人」は 8 割 8 分を占めている。外出する場合によく利用する交通手段は、「自家用車（家族など他の人が運転）」が 47.1%、「一般のタクシー」が 4.5%、「介護タクシーなど」が 2.7%で、合わせて 54.3%は人の手を借りて外出している。

また、外出の頻度の問で「外出しない」を選んだ方が、外出をしない理由として、「歩行が困難」「障がいが重たい」「家族や他人に面倒をかける」などを挙げていた。

(2) 高齢者の外出状況

平成 28 年に実施されたみよし市福祉・介護についてのアンケート調査の調査データによると、回答のあった高齢者の外出頻度で「週 1 回以上は外出している」が 90.0%で、外出を控えているかどうかで、「はい」と答えた人は 25.0%あり、外出を控えている理由は「足腰などの痛み」が 58.8%と最も多い。

外出の方法は「自動車（人に乗せてもらう）」が 33.9%、「タクシー」が 9.3%、「病院や施設のバス」が 2.1%で、これらを合わせた 45.3%が人の手を借りて外出している。

(3) 外出状況から見た移送の状況

(1) 及び (2) から障がい者及び高齢者の約 9 割近くが週に 1 日以上外出しており、そのうちの障がい者では 5 割以上、高齢者では 4 割以上が人の手を借りて（タクシーや介護タクシー、病院や施設のバスを含む）外出している。

コミュニティバスである『さんさんバス』は、平成 24 年に豊田厚生病院とベイシアみよし店をバス路線に組み入れるとともに、2 台増車し 6 台体制による運行とした。路線から離れた地区には乗合タクシーで対応しており、平成 29 年度には 1 か所、平成 30 年度には 2 か所、乗合タクシー乗降場が新たに増設されるなど、より身近で使い勝手のよい交通サービスの充実に対する期待は高まる傾向がある。

3. タクシー等の状況

みよし市内及び近隣市のタクシー事業所状況

事業所名	車両台数		月間輸送回数	稼働率	備 考
	福祉 車両	セダン型			
愛知つばめ交通	7台 ※	11台 (うち座席回転車両なし)	平均 5,000 回	平均 60%	※ 7台はすべてトヨタ JPNタクシー
名鉄東部交通	0台	92台 (うち座席回転車両なし)	平均 39,109 回	平均 81.3%	

(令和2年1月1日現在)

4. タクシー料金助成等の状況

(1) 心身障がい者タクシー料金助成 (みよし市役所福祉課)

- ①対象：身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障がい者手帳1級の人
- ②内容：タクシーの基本料金助成利用券（1枚600円）を年間36枚分交付。
1回の乗車につき6枚まで使用可。
- ③実績：平成29年度 1,707千円 328人交付
平成30年度 1,807千円 318人交付

(2) 福祉車両の貸出 (みよし市社会福祉協議会)

- ①対象：身体に障がいをもち、車いす等での移動を必要とする人
下肢の疾病等により車いす等での移動を必要とする人
- ②内容：福祉車両の貸出。費用は無料。
貸出期間＝2日以内（1回／週、2回／月限度）
- ③実績：平成29年度 64回、平成30年度 53回

(3) 有料道路通行料の割引 (全都道府県)

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：障がい者が自ら自動車を運転する場合または重度の心身障がい者が移動の為に
介護者が運転し、有料道路を利用する場合に通行料の割引が受けられる。
(限度額50%以内)

(4) タクシー料金割引 (全都道府県)

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：規定料金の10%を割引

5. NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

みよし市において、3つのNPO法人が福祉有償運送を実施しており、令和2年3月30日に下記2法人の福祉有償運送の有効期間が切れます。更新のためには、期限までにみよし市福祉有償運送運営協議会の合意を得ることが必要となります。

(1) みよし市福祉有償運送運行団体

【更新登録協議申請分】

名称	住所	福祉有償運送期限
特定非営利活動法人 視覚障害者センターつえの里	豊田市横山町4-3-2	令和2年3月30日
特定非営利活動法人 はなかご	豊田市本新町4丁目101番地	令和2年3月30日

(2) NPO法人の所有車両数、利用人数

【令和2年1月1日現在】

事業所名 (更新)	所有車両数			運送 区域	みよし市 会員数	平成30年度 輸送実績 (運送区域全体)	
	福祉 車両 (うち軽)	セダン型 (うち軽)	合計 (うち軽)			走行距離 (km)	輸送回数 (回)
視覚障害者 センターつ えの里	1台 (1台)	1台 (1台)	2台 (2台)	みよし市 豊田市 知立市	3人 (身体障がい)	31,940	2,285
はなかご	4台 (0台)	—	4台 (0台)	みよし市 豊田市	3人 (身体障がい)	9,549	592

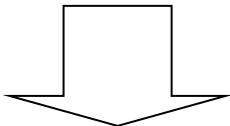
(3) 事故・苦情等

各事業者からの交通事故等に関する報告及び市への苦情は、平成29年3月から令和2年1月現在まで、なし。

6. みよし市における福祉有償運送の必要性

【現況】

- みよし市の人口は、令和2年2月1日現在 61,203 人。うち 65 歳以上の人口は 10,993 人、高齢化率 17.96% であり、1 年前と比較すると全体人口の増加とともに 65 歳以上の人口も、182 人増加している。
- 障がい者数は 3 障がい（身体、知的、精神）合わせて平成 31 年 4 月 1 日現在 2,154 人であり、1 年前と比較すると 32 人増加している。
- 現在、3 つの N P O 法人が福祉有償運送を実施しており、福祉有償運送会員登録者は 7 人である。利用者にとって福祉有償運送は、生活に不可欠な存在となっている。
- 今後、高齢化により要支援・介護認定者数が増加すると見込まれる。
- 人口増加に伴い、障がい者数も増加すると見込まれる。



現在、ドア・ツー・ドアでの個別輸送を行う福祉有償運送を利用している障がい者にとって、福祉有償運送は生活に不可欠な存在となっている。また障がい者及び高齢者も増加すると見込まれるため、みよし市福祉有償運送運営協議会事務局として、今後も継続して、N P O 法人等による福祉有償運送を承認していきたい。

福祉有償運送実施団体の更新登録申請

1	前回更新時（平成28年度）との変更点	13
2	更新申請団体概要	15

1. 前回更新時（平成 28 年度）との変更点

(1) みよし市民会員数

(人)

団体名	今回	前回	増減
つえの里	3	2	+1
はなかご	3	3	0
合 計	6	5	+1

(2) 車両数

(台)

団体名	今回		前回		増減	
	福祉車両 (うち 軽)	セダン型 (うち軽)	福祉車両 (うち軽)	セダン型 (うち軽)	福祉車両 (うち軽)	セダン型 (うち軽)
つえの里	1 (1)	29 (14)	2 (0)	32 (17)	- 1 (+ 1)	- 3 (- 3)
はなかご	4 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	5 (1)	29 (14)	6 (0)	32 (17)	- 1 (+ 1)	- 3 (- 3)

() 内の数字は、内数で軽自動車。

(3) 運転者数

(人)

団体名	今回		前回		増減	
	1種免許	2種免許	1種免許	2種免許	1種免許	2種免許
つえの里	29	0	34	0	- 5	0
はなかご	9	1	6	1	+ 3	0
合 計	38	1	40	1	- 2	0

(4) 運送の対価等

団体名	今回申請	前回との 変更点										
視覚障害者センター つえの里	<p>料金体系 距離制</p> <p>運送の対価</p> <table> <tr><td>5km 以下</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>5km 越～15km 以下</td><td>700 円</td></tr> <tr><td>15km 越～25km 以下</td><td>1,000 円</td></tr> <tr><td>25km 越～35km 以下</td><td>1,300 円</td></tr> <tr><td>35km 越～</td><td>1,600 円 (上限)</td></tr> </table> <p>運送の対価以外の対価 徴収しない</p>	5km 以下	300 円	5km 越～15km 以下	700 円	15km 越～25km 以下	1,000 円	25km 越～35km 以下	1,300 円	35km 越～	1,600 円 (上限)	変更なし
5km 以下	300 円											
5km 越～15km 以下	700 円											
15km 越～25km 以下	1,000 円											
25km 越～35km 以下	1,300 円											
35km 越～	1,600 円 (上限)											
はなかご	<p>料金体系 距離制</p> <p>運送の対価</p> <table> <tr><td>3km 未満</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>3km 以上</td><td>500 円</td></tr> </table> <p>運送の対価以外の対価 なし</p>	3km 未満	300 円	3km 以上	500 円	変更なし						
3km 未満	300 円											
3km 以上	500 円											

(5) その他の変更点

なし

○みよし市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成27年2月20日

改正 平成27年5月12日

改正 令和元年12月1日

みよし市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成18年2月28日）の全部を改正する。

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）について、その必要性及びこれを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、みよし市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 福祉有償運送を行う場合の安全の確保及び旅客の利便性の確保に係る方策
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (4) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容及びその他自家用福祉有償運送に關し協議会が必要と認める事項

（出席者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への出席を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) タクシー等関係交通機関の代表及び運転者の代表
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局の職員
- (4) 福祉有償運送利用者の代表
- (5) 現に市内で福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- (6) 市の職員

（会議の運営）

第4条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会の出席者は、その互選により協議会を進行する座長を定めることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、協議会に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

附 則（平成27年5月12日）

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附 則（令和元年12月1日）

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

				参考資料No.2
みよし市福祉有償運送運営協議会出席者名簿				
	名 称	所 属	職 名	氏 名
1	学識経験者	特定非営利活動法人ひと育て・モノづくり・まちづくり達人ネットワーク	理事長	伊豆原 浩 二
2		愛知つばめ交通株式会社	常務取締役	山 口 直 敏
3	タクシー等関係交通機関及び運転者代表	愛知つばめ交通株式会社	労働組合執行委員長	長 屋 博 彦
4	運輸支局代表	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	小 川 賢 二
		【代理出席】	運輸企画専門官	森 大 樹
5		みよし市民生児童委員協議会	会長	久 野 文 仁
6	福祉有償運送利用者代表	みよし市いきいきクラブみよし連合会	副会長	原 田 美代子
7		みよし市身体障害者福祉協議会	会長	渡 辺 圭 一
8	特定非営利活動法人代表	豊田ハンディキャップの会	理事	野 下 浩 平
9	行政代表	みよし市	福祉部長	太 田 寿惠広